

議員提出議案第六号

箕面市議会委員会条例改正の件

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十二月十四日提出

箕面市議会議員 中井博幸

同 高橋竜馬

同 楠政則

同 神代繁近

箕面市条例第 号

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例

箕面市議会委員会条例（昭和三十四年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号ニ中「競艇事業局」を「ボートレース事業局」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

競艇事業の呼称変更に伴い、本条例を改正するものである。